

職場内で回覧してください

協会けんぽとやま

2026年

3月号

健康保険組合等にご加入の事業所様はご参考までにご覧ください

インセンティブ制度をご存じですか？ 皆さまの健康への取り組みが、保険料率の引下げにつながります！

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの「健康保険料率」に反映させるものです。令和8年度の都道府県単位保険料率については、令和6年度の以下の取り組みが反映する仕組みです。

協会けんぽ インセンティブ

5つの指標と富山支部令和6年度の実績

富山支部の実績は

総合 **18**位/47支部

令和5年度 **第9**位

上位15支部に入ることができれば、インセンティブ（報奨金）が付与され、健康保険料率が減算されます。

令和8年度健康保険料率はインセンティブ（報奨金）付与の対象となりませんでした。（参考：今回1位の新潟支部は0.21%減算）

評価指標	順位（内は前年度の順位）	取り組んでいただきたいこと
特定健診等の実施率	3 位 (5位) ↑	協会けんぽの 健診 をご利用ください。定期健診を受診されている方は、結果データを協会けんぽにご提供ください。
特定保健指導の実施率	36 位 (11位) ↓	健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、「 特定保健指導 」をご活用ください。健診当日に実施することも可能です（一部の健診機関のみ）。
特定保健指導の対象者の減少率	31 位 (39位) ↑	特定保健指導の対象者とならないよう、日頃から 健康的な生活習慣 を心がけましょう。特定保健指導を受けた方は、 プログラムを最後まで取り組む とともに、治療が必要とされた方は、 医療機関を受診 してください。
要治療者の医療機関受診率	9 位 (6位) ↓	健診の結果、「要治療」「要精密検査」の判定が出たら、 早期に医療機関を受診 しましょう。
ジェネリック医薬品の使用割合	25 位 (15位) ↓	お薬の処方時には、 積極的にジェネリック医薬品を選択 しましょう。

事業主様へのお願い

従業員の皆さまに、保険料率の仕組みや健康づくりについてご理解いただけるよう、積極的なお声がけをお願いいたします。

●お問い合わせは 企画総務グループ TEL:076-431-6155 音声案内④まで

子ども・子育て支援金制度に関するお知らせ

令和8年4月分（5月納付分）より新たにスタート

子ども・子育て支援金率 **0.23%**

※子ども・子育て支援金は、労使折半となります。

※事業主様からご負担いただいております「子ども・子育て拠出金」は引き続きご負担いただくこととなります。

詳しくはこちら

子ども家庭庁ホームページ



電子申請をご利用ください！

令和8年1月13日からオンラインで各種給付金等の申請ができる電子申請がスタートしました。電子申請は「郵送すること」の手間・時間・費用をかけずに、オンラインで申請手続きを完了させることが可能となるため、ぜひ「電子申請サービス」をご利用ください。

※マイナンバーと在職時の資格情報が紐づいていることが条件となります。

協会けんぽ 電子申請



●お問い合わせは

業務グループ TEL:076-431-6155 音声案内①まで



全国健康保険協会 富山支部

〒930-8561 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

TEL:076-431-6155(代表)

協会けんぽ 富山

検索

協会けんぽでは、加入者様・事業主様とのコミュニケーションを一層深めていく上での新たな「接点」として、左の「コミュニケーションロゴ」及び「タグライン」を制作しました。

協会けんぽの「協」の「翊（きょう）」には、力をあわせるという意味があります。「翊（きょう）」をモチーフに、幸福の象徴である三羽の「青い鳥」が力を合わせ、健やかで安心な生活を築き、輝く明日へと羽ばたく様を表現しました。今後は制作した「コミュニケーションロゴ」等を活用し、各種広報を行ってまいります。

退職後の健康保険には3つの選択肢があります

毎月納める保険料などを比較のうえ、以下のいずれかの健康保険に加入の手続きを行ってください。

※1日の空白もなく再就職し、被用者保険に加入される場合は、新しい勤務先に手続き等お尋ねください。

協会けんぽ 退職



	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入要件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内(必着)に申請書を提出すること ※加入期間は最長2年間 	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の被扶養者としての基準を満たす必要があります ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります ※保険料の軽減制度があります ※お住まいの市区町村により保険料が異なります	在職時の約2倍(保険料の上限あり) ※お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額にならない場合があります	被扶養者の保険料の負担はありません

任意継続被保険者になった場合は、原則として、在職中と同様の保険給付が受けられます。ただし、傷病手当金と出産手当金は除きます。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。



在職時の健康保険が使用できるのは、退職日までです※。資格喪失日以降、それまで使用していた資格確認書等は使用できません。誤って使用した場合は、後日医療費(総医療費の7~8割)を返還していただくことになります。(後日、協会けんぽより請求)

※ご家族が扶養から外れた場合は、扶養から外れた当日から資格確認書等は使用できません。

新しく加入した健康保険でマイナ保険証が使用できるかどうかは、ご自身のマイナポータルの資格情報をご確認ください。

大切なお知らせ

無効となった従来の保険証は協会けんぽに返却する必要はありません。個人情報にご注意いただき、ハサミを入れるなどしてご自身で廃棄してください。

●お問い合わせは 業務グループ TEL:076-431-6155 音声案内①まで

令和8年度健康診断のご案内をお送りします

令和8年度から生活習慣病予防健診等がさらに充実します。令和8年4月から、「人間ドック健診」のほか、生活習慣病予防健診では、「節目健診」(※1)、「一般健診」(若年)(※2)、「骨粗鬆症検診」(※3)が追加されました。

※1 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方

※2 20歳、25歳、30歳の方

※3 40歳以上の偶数年齢の女性

協会けんぽ 新しい健診



ご本人
(被保険者)
の健康診断

発送物 [生活習慣病予防健診等対象者一覧]

送付先 事業所宛

発送時期 3月下旬

対象者 20歳、25歳、30歳、35歳~74歳の被保険者

ご家族
(被扶養者)
の健康診断

発送物 [特定健診受診券]

送付先 被保険者のご自宅宛

発送時期 4月上旬

対象者 40歳~74歳の被扶養者



●お問い合わせは 保健グループ TEL:076-431-6155 音声案内②まで

めざせ★きとまじい 富山人

〈セルフメディケーションをご存じですか?〉



自身の健康を保持し、疾病の予防に努めることは、結果的に医療費の抑制に繋がります。セルフメディケーションを実践して、あなたの健康管理力を高めていきましょう!

協会けんぽ
セルフメディケーション

